

適正な下水道使用料の あり方について

～収支計画及び国が求める経営努力の水準の確保～

国が求める経営努力の水準の確保について

1. 使用料で賄うべき污水处理に要する費用単価（污水处理原価）が使用料単価を上回る原価割れの状態にあることを改善する（維持管理費関係、使用料単価）
2. 資本費（減価償却費等）に対する財政措置に関連して、国が求める目標値を下回る状態にあることを改善する（維持管理費及び資本費関係、資本費算入率）

これらを達成するために事業を再構築し、経営改善を進め、下水道使用料を改定し、国が求める経営努力の水準を確保し、年額1.3～1.4億円（R7は0.65～0.70億円）の増収を見込むことで、下水道事業の経営安定を図るもの

国が求める経営努力の水準の確保について

- **改定率22.2%**

改定時期の修正（R7.4月改定→R7.10月改定）

積算根拠の修正（積算に当たり、今後の収支見通しの根拠を令和5年度決算に統一）

増収見込の修正（満額収益→7割収益）

- **差額の例**

单身～2人世帯 1～10m³使用（排除）の場合（全調定件数の42.9%に影響）

月々354円（354.1円）の増

3～4人世帯 20m³使用（排除）の場合（全調定件数の29.6%に影響）

月々750円（750.1円）の増

公衆浴場 2,000m³使用（排除）の場合

月々17,000円の増

八幡原工業団地内企業 2,000m³使用（排除）の場合

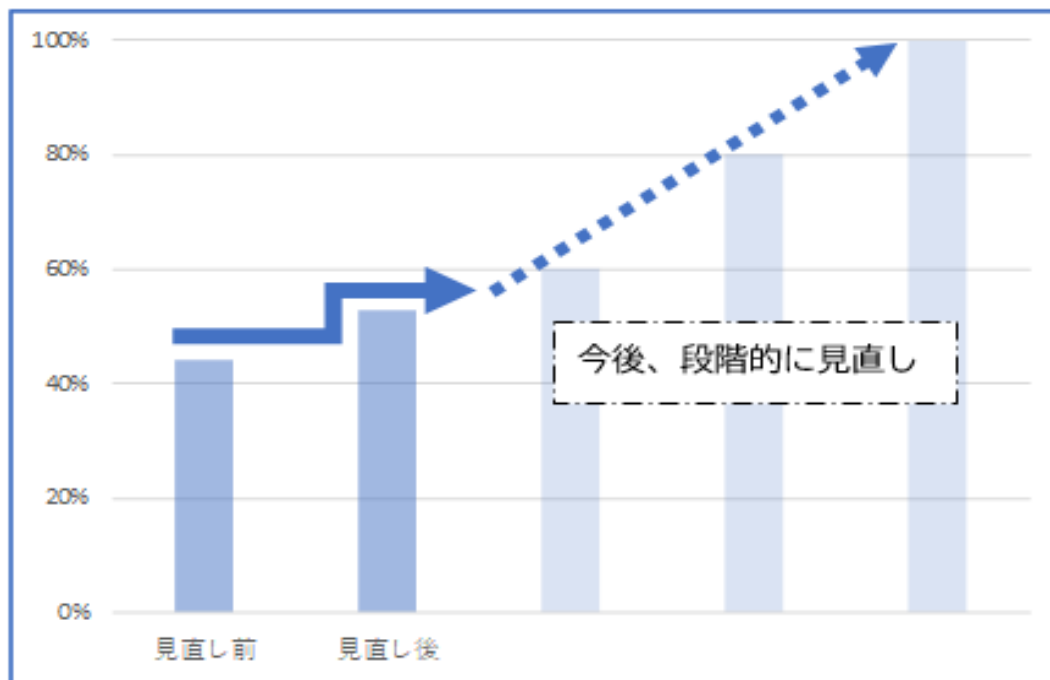
月々34,200円の増

●財政見通しについて（令和7～9年度） ※ 高騰率:委託料(12%(更新時)) 動力費(5.5%) 薬品費(3.8%)

費用（令和7～9年度）金額：千円			収益（令和7～9年度）金額：千円		
費用	維持管理費	2,224,766	4,549,042	3,225,836	下水道使用料
	資本費	2,324,276		1,323,206	不足額
			収益		

財政計画（令和7～9年度）	
維持管理費算入率	100.0%
資本費算入率	43.1%

資本費算入率	43.1%	51.5%	60.0%	65.0%	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%
年平均収入不足額	441,069	376,552	310,423	271,713	233,003	194,293	164,722	116,872	78,162	39,452	0
年平均収入増加額（千円）	－	64,517	130,646	169,356	208,066	246,776	276,347	324,197	362,907	401,617	441,069
使用料単価（円/㎡）	141.5	150.0	158.7	163.8	168.9	174.0	179.1	184.2	189.2	194.3	199.5
改定率	－	6.0%	12.2%	15.8%	19.4%	23.0%	26.6%	30.2%	33.8%	37.4%	41.0%



今後の事業計画の見直し状況によっては資本費が変動するなど、現時点では不確定要素はありますが、国が求める最低限の経営努力の基準となる使用料単価150円/㎡を満たすためには、資本費算入率が51.5%以上であることが必須となります。

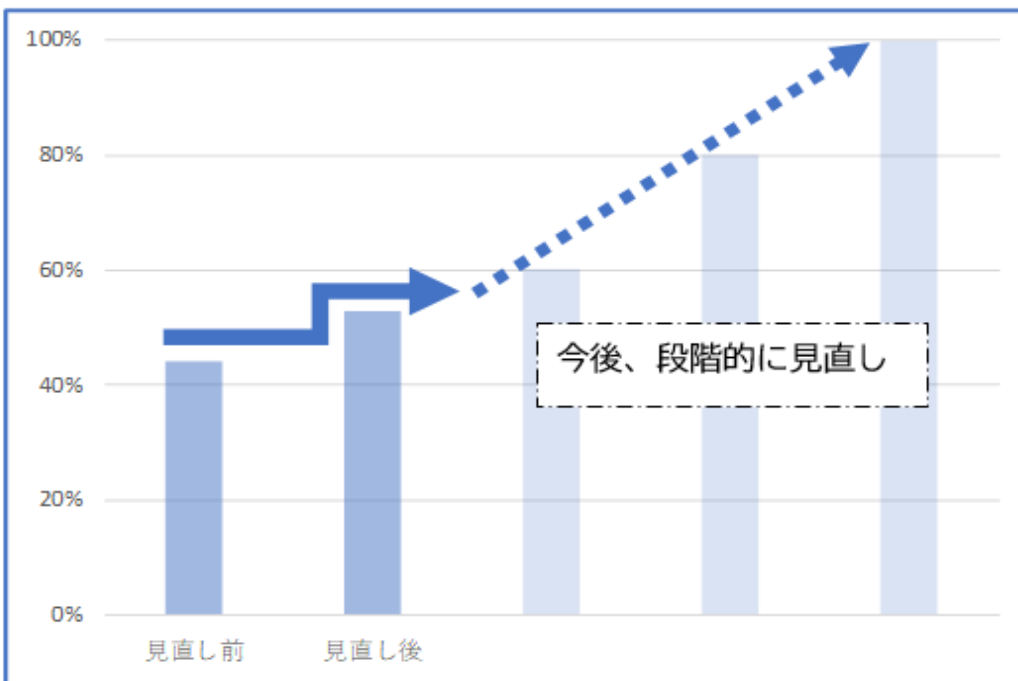
また、財政計画の資本費算入率の見込みが43.1%であることから、まずは**資本費算入率が60%を超える使用料単価まで引き上げ**、その後は随時検証を行い、段階的に使用料の見直しを行うことで使用料の適正化に取り組んでいく必要があります。

12.2%改定後（満額収益）

●財政見通しについて（令和7～9年度） ※ 高騰率:委託料(12%(更新時)) 動力費(5.5%) 薬品費(3.8%)

費用（令和7～9年度）金額：千円				収益（令和7～9年度）金額：千円			財政計画（令和7～9年度）	
費用	維持管理費	2,200,565	4,526,162	3,184,873	下水道使用料	収益	維持管理費算入率	100.0%
	資本費	2,325,597		1,341,289	不足額		資本費算入率	42.3%

資本費算入率	42.3%	51.4%	60.0%	65.0%	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%
年平均収入不足額	447,096	376,554	309,726	270,742	231,759	192,776	153,792	114,809	75,825	36,842	0
年平均収入増加額（千円）	－	70,542	137,370	176,354	215,337	254,320	293,304	332,287	371,271	410,254	447,096
使用料単価（円/㎡）	140.6	150.0	158.9	164.0	169.2	174.4	179.5	184.7	189.9	195.1	200.2
改定率	－	11.4%	22.2%	28.5%	34.8%	41.1%	47.4%	53.7%	60.0%	66.3%	72.6%



今後の事業計画の見直し状況によっては資本費が変動するなど、現時点では不確定要素はありますが、国が求める最低限の経営努力の基準となる使用料単価150円/㎡を満たすためには、資本費算入率が51.4%以上であることが必須であります。また、財政計画の資本費算入率の見込みが42.3%であることから、まずは**資本費算入率が60%を超える使用料単価まで引き上げ**、その後は随時検証を行い、段階的に使用料の見直しを行うことで使用料の適正化に取り組んでいく必要があります。

15.6%改定後（満額収益）
22.2%改定後（7割収益）

使用料単価(1使用月当たりの使用料の額)(現行と改定後の対比)

(単位:円/1㎡)

排除汚水量区分	(参考) R5調定件数		現行	改定案① 【平均改定率+15.6%】			改定案② 【平均改定率+22.2%】		
	件数	割合	金額(税込)	金額(税込)	現行との差額	改定率	金額(税込)	現行との差額	改定率
(1)一般汚水									
～ 10㎡	109,974	42.9%	1,595.0	1,843.8	+ 248.8	+ 15.6%	1,949.1	+ 354.1	+ 22.2%
11㎡ ～ 20㎡	75,929	29.6%	178.2	206.0	+ 27.8	+ 15.6%	217.8	+ 39.6	+ 22.2%
21㎡ ～ 30㎡	41,171	16.1%	190.3	220.0	+ 29.7	+ 15.6%	232.5	+ 42.2	+ 22.2%
31㎡ ～ 50㎡	21,257	8.3%	206.8	239.1	+ 32.3	+ 15.6%	252.7	+ 45.9	+ 22.2%
51㎡ ～ 100㎡	4,817	1.9%	213.4	246.7	+ 33.3	+ 15.6%	260.8	+ 47.4	+ 22.2%
101㎡ ～ 500㎡	2,778	1.1%	218.9	253.0	+ 34.1	+ 15.6%	267.5	+ 48.6	+ 22.2%
501㎡ ～	440	0.2%	224.4	259.4	+ 35.0	+ 15.6%	274.2	+ 49.8	+ 22.2%
(2)公衆浴場汚水									
(1㎡当たり)	24	-	38.5	44.5	+ 6.0	+ 15.6%	47.0	+ 8.5	+ 22.1%
(3)八幡原工業団地汚水									
(1㎡当たり)	888	-	77.0	89.0	+ 12.0	+ 15.6%	94.1	+ 17.1	+ 22.2%

使用料改定に伴う負担額

(単位:円・税込)

	現行			改定案① 【平均改定率+15.6%】					改定案② 【平均改定率+22.2%】				
	基本	従量	計	基本	従量	計	増額/月	増額/年	基本	従量	計	増額/月	増額/年
(1)一般汚水													
10㎡/月使用の場合	1,595	0	1,595	1,843	0	1,843	+ 248	+ 2,976	1,949	0	1,949	+ 354	+ 4,248
20㎡/月使用の場合	1,595	1,782	3,377	1,843	2,060	3,903	+ 526	+ 6,312	1,949	2,178	4,127	+ 750	+ 9,000
30㎡/月使用の場合	1,595	3,685	5,280	1,843	4,260	6,103	+ 823	+ 9,876	1,949	4,503	6,452	+ 1,172	+ 14,064
(2)公衆浴場汚水													
2,000㎡/月使用の場合	0	77,000	77,000	0	89,000	89,000	+ 12,000	+ 144,000	0	94,000	94,000	+ 17,000	+ 204,000
(3)八幡原工業団地汚水													
2,000㎡/月使用の場合	0	154,000	154,000	0	178,000	178,000	+ 24,000	+ 288,000	0	188,200	188,200	+ 34,200	+ 410,400

使用料改定に伴う使用料収入見込み

(単位:千円・税抜、ただし使用料単価は税込としている。)

排除汚水量区分	R5年度				R9年度(算定期間最終年度)見込み					
	水量(m ³)	割合	使用料収入	割合	改定なし		改定案① 【改定率+15.6%かつ満額収益】		改定案② 【改定率+22.2%かつ7割収益】	
					使用料単価(円)	使用料収入	使用料単価(円)	使用料収入	使用料単価(円)	使用料収入
(1)一般汚水										
～ 10m ³	540,813	10.9%	159,554	17.6%	1,595.0	156,732	1,843.8	181,183	1,949.1	181,088
11m ³ ～ 20m ³	1,161,108	23.3%	174,481	19.3%	178.2	171,395	206.0	198,133	217.8	198,030
21m ³ ～ 30m ³	1,020,268	20.5%	159,830	17.7%	190.3	157,003	220.0	181,496	232.5	181,402
31m ³ ～ 50m ³	794,206	15.9%	130,706	14.4%	206.8	128,394	239.1	148,424	252.7	148,347
51m ³ ～ 100m ³	321,382	6.5%	56,125	6.2%	213.4	55,132	246.7	63,733	260.8	63,700
101m ³ ～ 500m ³	555,569	11.2%	105,563	11.7%	218.9	103,696	253.0	119,873	267.5	119,810
501m ³ ～	589,186	11.8%	118,395	13.1%	224.4	116,302	259.4	134,445	274.2	134,375
計	4,982,532	100.0%	904,654	100.0%	-	888,656	-	1,027,286	-	1,026,753
(2)公衆浴場汚水										
	139,243	-	4,874	-	38.5	4,796	44.5	5,544	47.0	5,541
(3)八幡原工業団地汚水										
	2,277,487	-	159,424	-	77.0	163,920	89.0	189,492	94.1	189,394
合計	7,399,262	-	1,068,952	-	-	1,057,372	-	1,222,322	-	1,221,688

口径20mm、20m³使用の1か月の場合(一般家庭)

(R6.4.1現在)
(単位:円、消費税込)

水道料金

順位	事業体名	金額
1	米 沢 市	3,795
2	村 山 市	4,290
3	酒 田 市	4,323
4	山 形 市	4,345
5	尾 花 沢 市	4,400
6	東 根 市	4,510
6	鶴 岡 市	4,510
8	寒 河 江 市	4,532
9	上 山 市	4,565
10	天 童 市	4,840
10	南 陽 市	4,840
12	新 庄 市	4,950
13	長 井 市	5,005
	平 均	4,531

参 考	高 畠 町	5,060
	川 西 町	5,698

下水道料金

順位	事業体名	金額
1	村 山 市	3,300
1	天 童 市	3,300
1	東 根 市	3,300
1	尾 花 沢 市	3,300
5	山 形 市	3,355
6	米 沢 市	3,377
7	上 山 市	3,630
8	寒 河 江 市	3,685
9	南 陽 市	3,740
10	新 庄 市	3,795
11	鶴 岡 市	3,883
12	長 井 市	4,015
13	酒 田 市	4,125
	平 均	3,600

参 考	高 畠 町	4,290
	川 西 町	3,850

合計

順位	事業体名	金額
1	米 沢 市	7,172
2	村 山 市	7,590
3	尾 花 沢 市	7,700
3	山 形 市	7,700
5	東 根 市	7,810
6	天 童 市	8,140
7	上 山 市	8,195
8	寒 河 江 市	8,217
9	鶴 岡 市	8,393
10	酒 田 市	8,448
11	南 陽 市	8,580
12	新 庄 市	8,745
13	長 井 市	9,020
	平 均	8,132

参 考	高 畠 町	9,530
	川 西 町	9,548

※尾花沢市は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

口径20mm、20m³使用の1か月の場合(一般家庭)

(単位:円、消費税込)

水道料金

順位	事業体名	金額
1	米 沢 市	3,795
2	村 山 市	4,290
3	酒 田 市	4,323
4	山 形 市	4,345
5	尾 花 沢 市	4,400
6	東 根 市	4,510
6	鶴 岡 市	4,510
8	寒 河 江 市	4,532
9	上 山 市	4,565
10	天 童 市	4,840
10	南 陽 市	4,840
12	新 庄 市	4,950
13	長 井 市	5,005
	平 均	4,531

参 考	高 畠 町	5,060
	川 西 町	5,698

下水道料金

順位	事業体名	金額
1	村 山 市	3,300
1	天 童 市	3,300
1	東 根 市	3,300
1	尾 花 沢 市	3,300
5	山 形 市	3,355
6	上 山 市	3,630
7	寒 河 江 市	3,685
8	南 陽 市	3,740
9	米 沢 市	3,788
10	新 庄 市	3,795
11	鶴 岡 市	3,883
12	長 井 市	4,015
13	酒 田 市	4,125
	平 均	3,632

参 考	高 畠 町	4,290
	川 西 町	3,850

合計

順位	事業体名	金額
1	米 沢 市	7,583
2	村 山 市	7,590
3	尾 花 沢 市	7,700
3	山 形 市	7,700
5	東 根 市	7,810
6	天 童 市	8,140
7	上 山 市	8,195
8	寒 河 江 市	8,217
9	鶴 岡 市	8,393
10	酒 田 市	8,448
11	南 陽 市	8,580
12	新 庄 市	8,745
13	長 井 市	9,020
	平 均	8,163

参 考	高 畠 町	9,530
	川 西 町	9,548

※尾花沢市は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

口径20mm、20m³使用の1か月の場合(一般家庭)

(単位:円、消費税込)

水道料金

順位	事業体名	金額
1	米 沢 市	3,795
2	村 山 市	4,290
3	酒 田 市	4,323
4	山 形 市	4,345
5	尾 花 沢 市	4,400
6	東 根 市	4,510
6	鶴 岡 市	4,510
8	寒 河 江 市	4,532
9	上 山 市	4,565
10	天 童 市	4,840
10	南 陽 市	4,840
12	新 庄 市	4,950
13	長 井 市	5,005
	平 均	4,531

参 考	高 畠 町	5,060
	川 西 町	5,698

下水道料金

順位	事業体名	金額
1	村 山 市	3,300
1	天 童 市	3,300
1	東 根 市	3,300
1	尾 花 沢 市	3,300
5	山 形 市	3,355
6	上 山 市	3,630
7	寒 河 江 市	3,685
8	南 陽 市	3,740
9	新 庄 市	3,795
10	鶴 岡 市	3,883
11	長 井 市	4,015
12	酒 田 市	4,125
13	米 沢 市	4,127
	平 均	3,658

参 考	高 畠 町	4,290
	川 西 町	3,850

合計

順位	事業体名	金額
1	村 山 市	7,590
2	尾 花 沢 市	7,700
2	山 形 市	7,700
4	東 根 市	7,810
5	米 沢 市	7,922
6	天 童 市	8,140
7	上 山 市	8,195
8	寒 河 江 市	8,217
9	鶴 岡 市	8,393
10	酒 田 市	8,448
11	南 陽 市	8,580
12	新 庄 市	8,745
13	長 井 市	9,020
	平 均	8,189

参 考	高 畠 町	9,530
	川 西 町	9,548

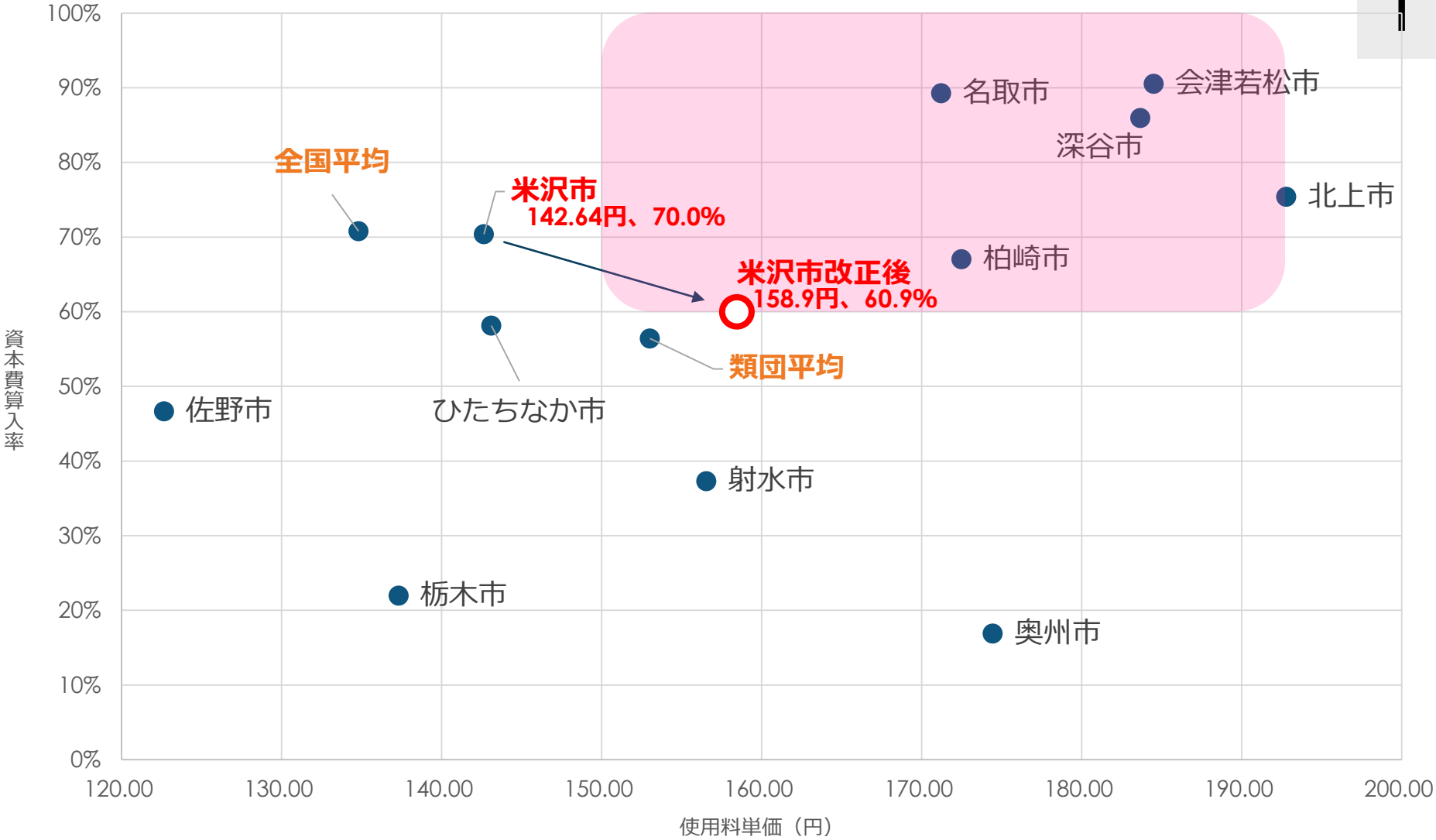
※尾花沢市は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

参考：使用料単価と資本費算入率【R4決算】（類似団体）

	使用料単価	資本費算入率
米沢市	142.64	70%
北上市	192.80	75%
奥州市	174.44	17%
名取市	171.23	89%
会津若松市	184.51	91%
ひたちなか市	143.11	58%
栃木市	137.31	22%
佐野市	122.65	47%
伊勢崎市	103.45	2%
深谷市	183.68	86%
柏崎市	172.50	67%
射水市	156.54	37%
類団平均	153.02	56%
全国平均	134.81	71%

※資本費算入率
汚水処理に係る資本費のうち、使用料で賄われている割合。高いほど独立性がある。
算出式：（使用料収入－維持管理費）÷ 資本費

※使用料単価
料金の対象となる汚水（有収水量）
1 m³当たりの下水道使用料収入。
算出式：使用料収入÷年間有収水量



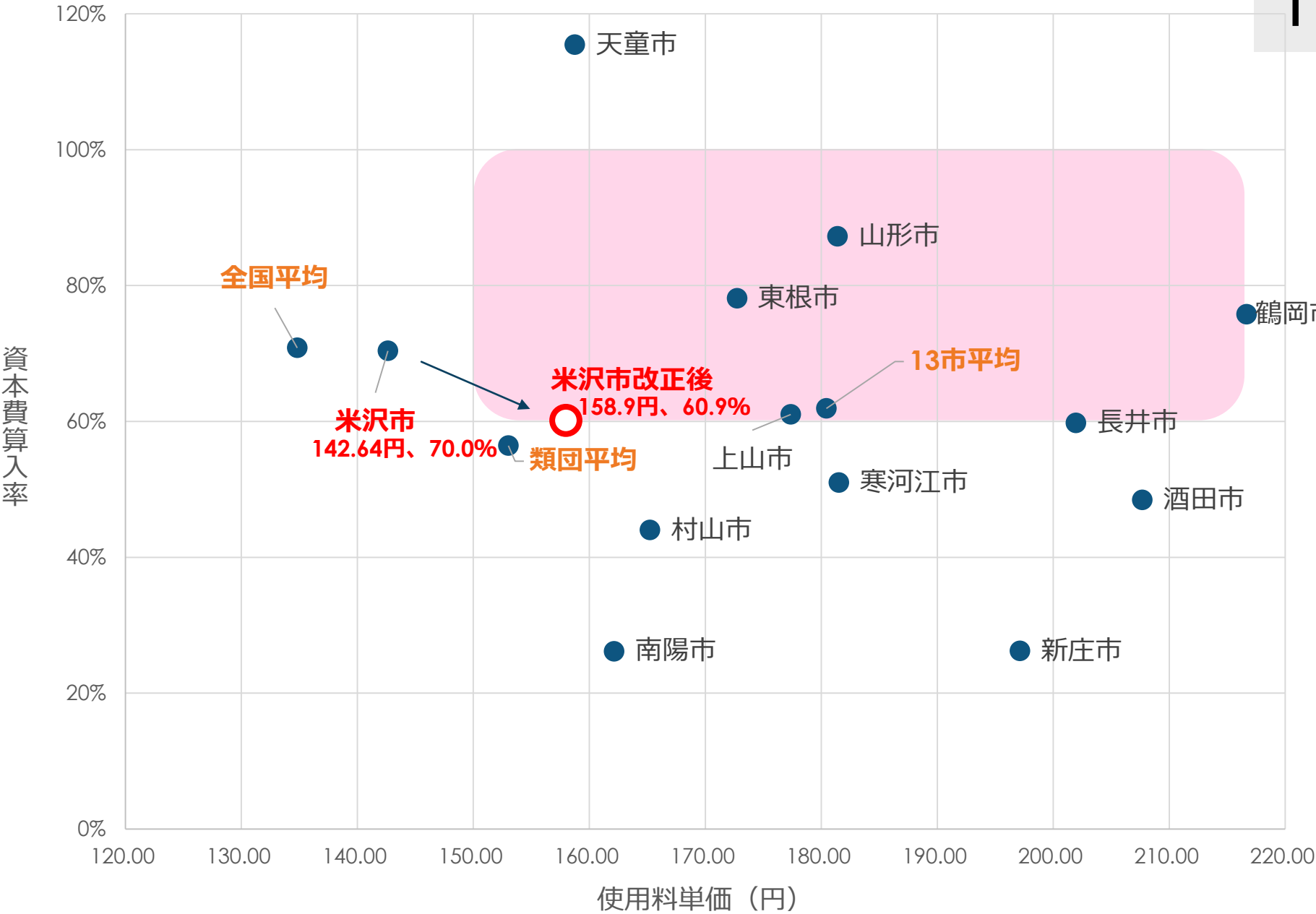
★類似団体・・・ 類型区分Bc1（処理区域内人口：5万人以上～10万人未満 有収水量密度：2.5千m³/ha以上～5.0千m³/ha未満 供用開始後：25年以上）
下水道事業経営指標（総務省自治財政局編）によるもの

参考：使用料単価と資本費算入率【R4決算】（県内13市）

	使用料単価	資本費算入率
米沢市	142.64	70%
山形市	181.40	87%
鶴岡市	216.67	76%
酒田市	207.66	48%
新庄市	197.12	26%
寒河江市	181.52	51%
上山市	177.38	61%
村山市	165.22	44%
長井市	201.94	60%
天童市	158.75	115%
東根市	172.73	78%
南陽市	162.13	26%
13市平均	180.43	62%
類団平均	153.02	56%
全国平均	134.81	71%

※資本費算入率
汚水処理に係る資本費のうち、使用料で賄われている割合。高いほど独立性がある。
算出式：（使用料収入－維持管理費）÷資本費

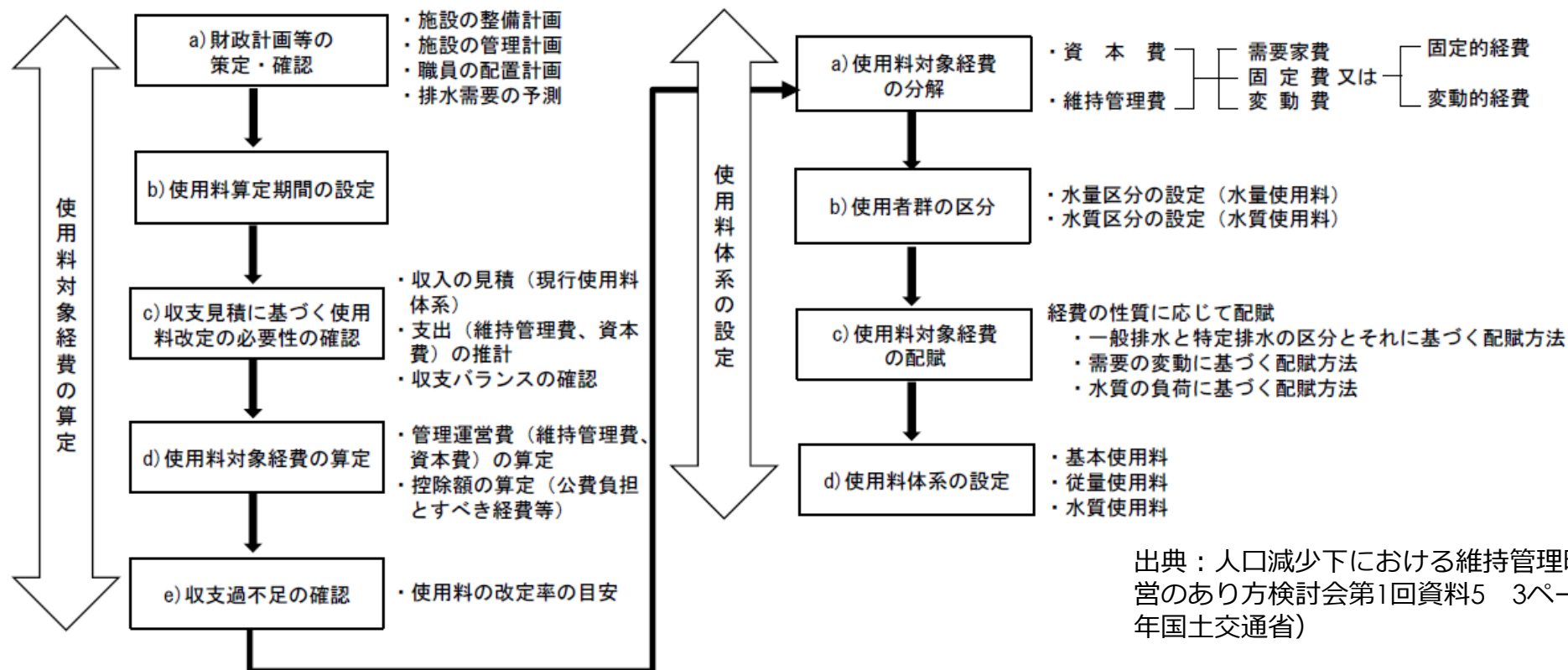
※使用料単価
料金の対象となる汚水（有収水量）
1 m³当たりの下水道使用料収入。
算出式：使用料収入÷年間有収水量



(3) 下水道使用料算定の基本的考え方

- 「下水道使用料算定の基本的考え方(昭和62年5月18日、下水道管理指導室長通知)」は、使用料の算定方法、使用料体系等に対する具体的な考え方を示して欲しいとの市町村等からの要請に応えるため、下水道法第20条第1項の規定に基づく使用料の徴収に係る使用料の制定又は改定のための事務の参考として、自治省と協議のうえ、作成したもの。
- 当該考え方を踏まえ、具体的な算定事例等を掲載した「基本的考え方」が日本下水道協会から出版(昭和62年)され、その後、平成20年、平成29年に改訂が行われた。
- 当該考え方における使用料算定の作業フローは以下のとおりである。

【使用料算定の作業フロー】

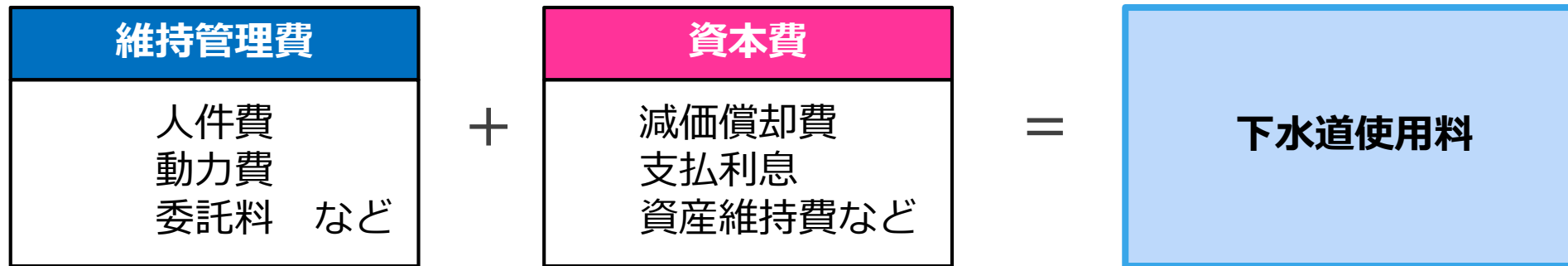


出典：人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会第1回資料5 3ページ (令和2年国土交通省)

(2) 使用料の対象経費について

使用料対象経費（下水道事業を行うための経費）

- 下水道サービスを提供するために必要な経費（**維持管理費**）
- 企業債の利息や下水道施設を整備するために必要な費用（**資本費**）



➡ 汚水処理に係る**維持管理費**及び**資本費**のうち、国の定める一般会計繰出基準による**公費負担分を除いた全額**が使用料対象経費となる。

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 污水处理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では污水处理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176円／ m^3 （家庭用使用料3,119円／ $20m^3$ （家庭用使用料3,075円／ $20m^3 \cdot 月$ ）（H15決算値）であること等にかんがみ、まずは使用料単価を150円／ m^3 （家庭用使用料3,000円／ $20m^3 \cdot 月$ ）に引き上げること。特に、資本費等污水处理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、污水处理原価が150円／ m^3 を下回る場合は、使用料単価は当該污水处理原価を上限とすべきであること。

注) 污水处理原価: 污水处理経費を年間有収水量で除したもの
使用料単価: 使用料収入を年間有収水量で除したもの

出典: 下水道財政のあり方に関する研究会
第9回資料4 3ページ (令和2年総務省)
(事務局でマーカー部を追加しました。)

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

四 下水道事業

(1) 経営について

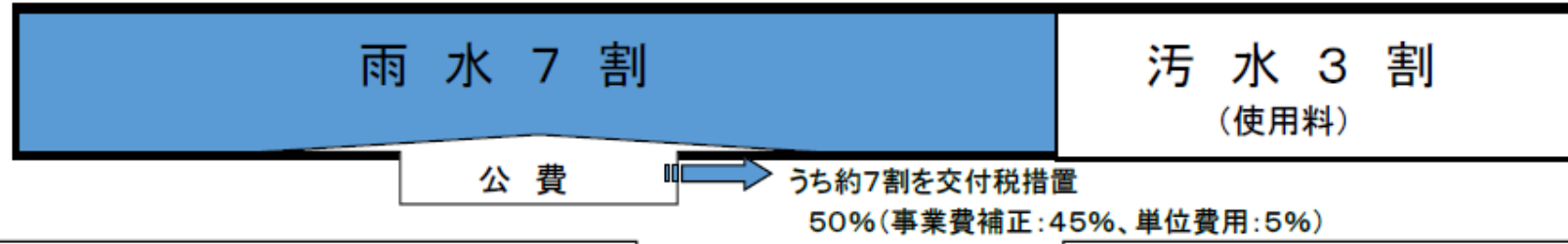
- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円／ $20m^3$ を前提として行われていることに留意すること。

下水道事業債元利償還金に対する地方財政措置

公費部分について公営企業繰出金として
地方財政計画に計上

16

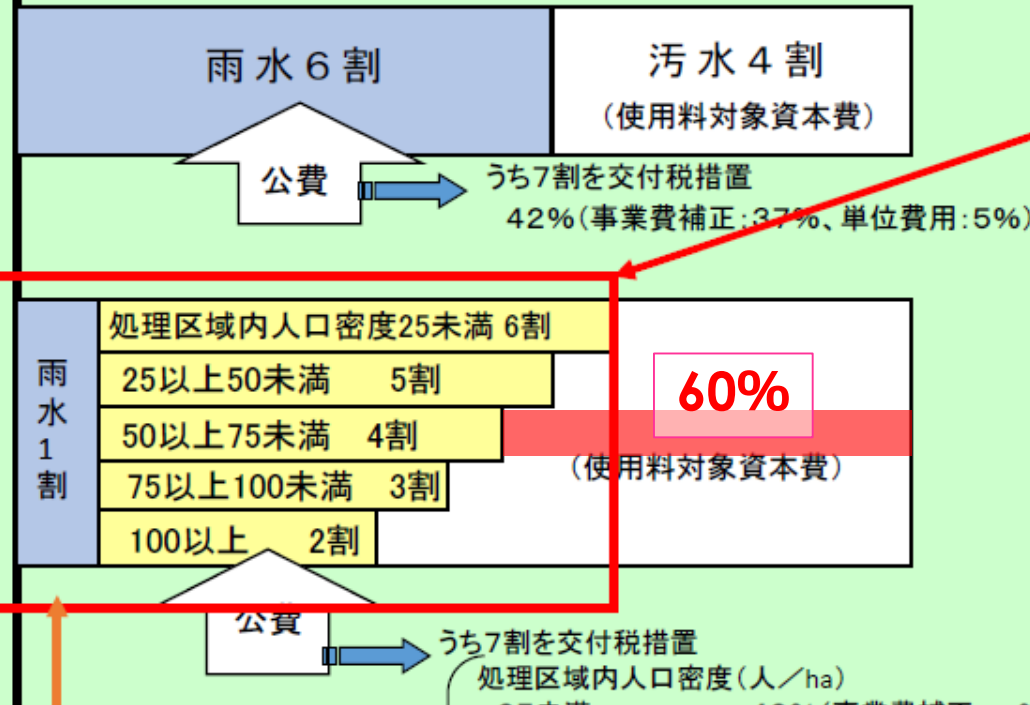
平成
17
年度まで



平成
18
年度より

合流式

分流式



使用料3,000円/20m³を前提に
汚水処理経費が概ね回収出
来るように公費負担を設定

公費 → うち7割を交付税措置

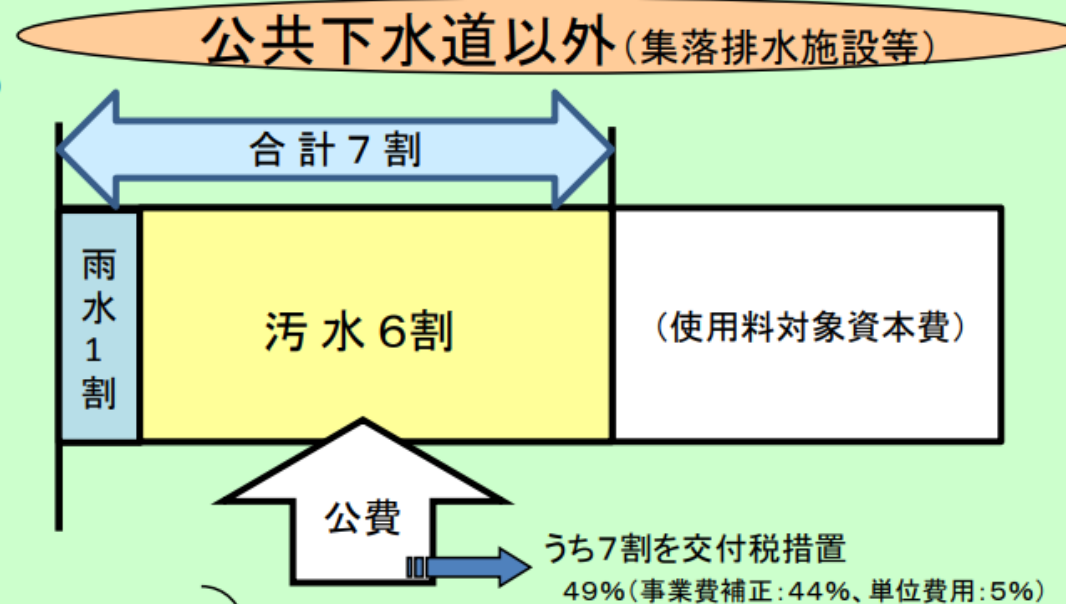
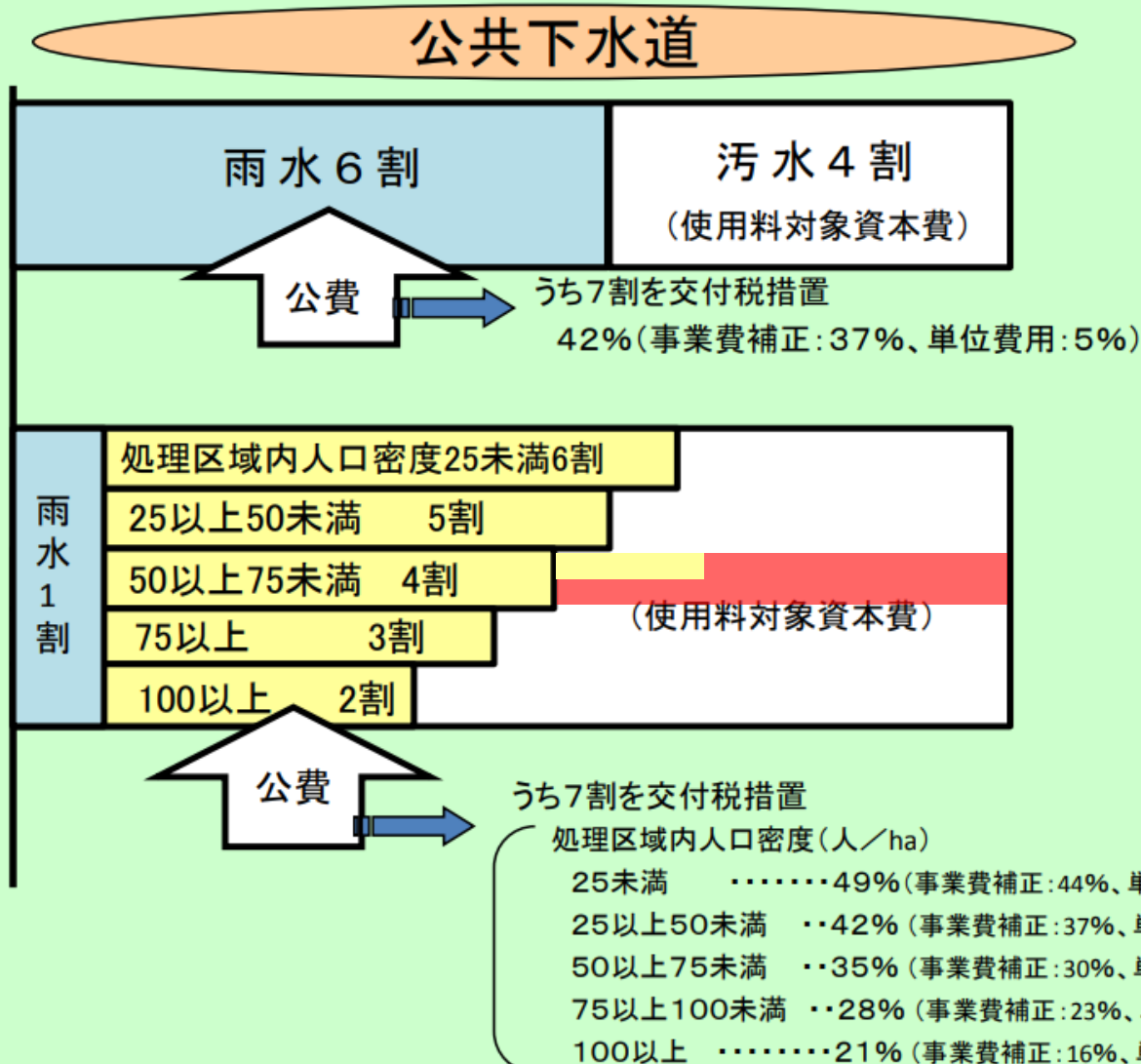
処理区域内人口密度(人/ha)	雨水	汚水	事業費補正	単位費用
25未満	6割	4割	49%	5%
25以上50未満	5割	5割	42%	5%
50以上75未満	4割	6割	35%	5%
75以上100未満	3割	7割	28%	5%
100以上	2割	8割	21%	5%

出典：下水道財政のあり方に関する研究会第9回資料3 3ページ（令和2年総務省）（事務局でマーク一部、「60%」を追加しました。）

平成18年度

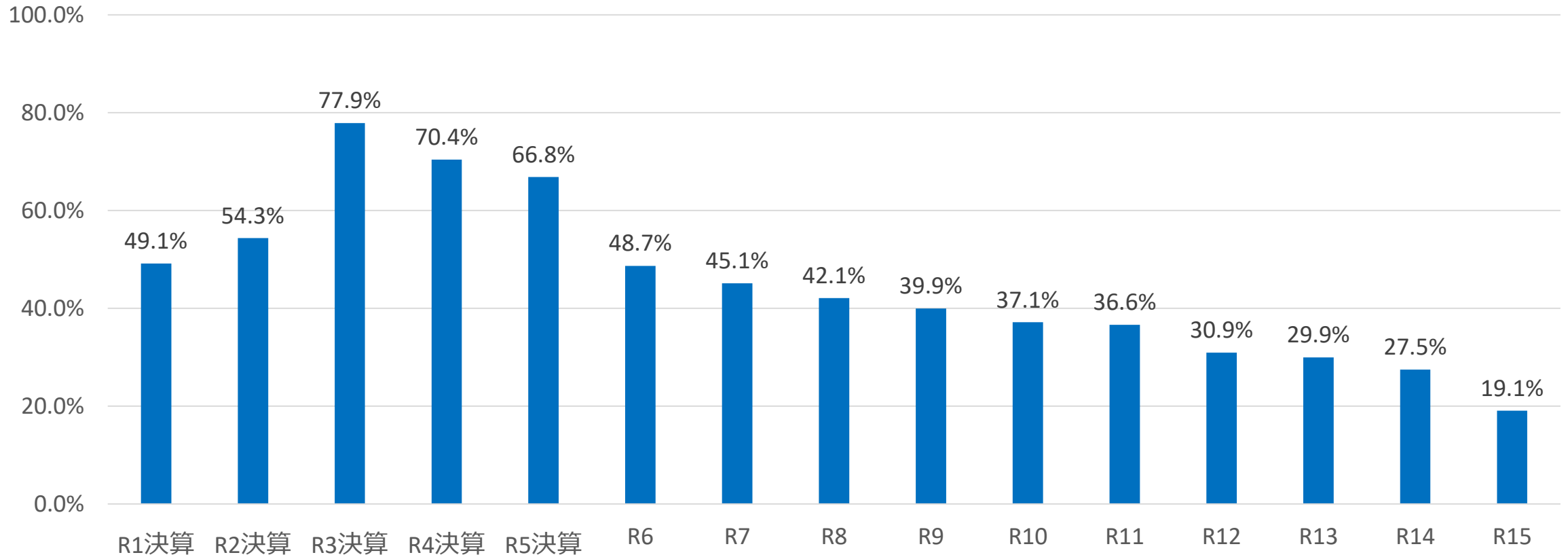
合流式

分流式



出典：下水道財政のあり方に関する研究会第9回資料
3 3ページ (令和2年総務省)(事務局でマーカー部
を追加し、資料の一部を拡大しました。)

資本費算入率



資本費算入率・・・使用料で資本費を賄っている割合。

⇒**維持管理費と汚水処理費の増加**によって、**減少**していく見通し。

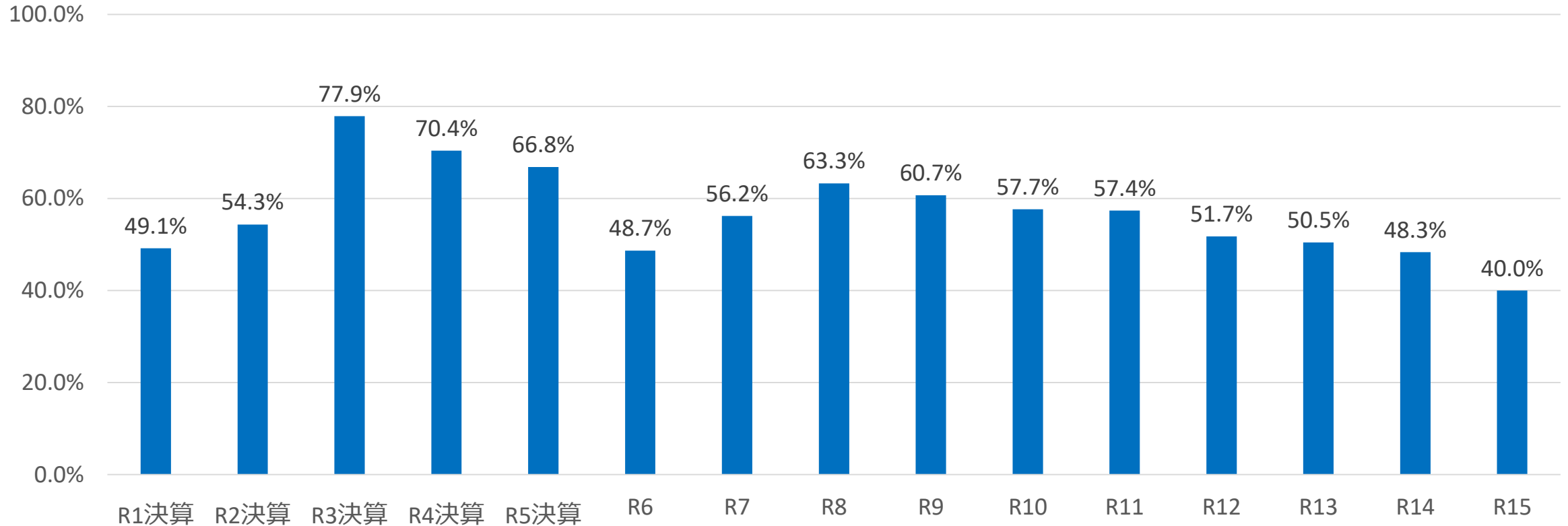
算出式：（使用料収入－維持管理費）÷資本費

資本費算入率について

15.6%改定後(満額収益)
22.2%改定後(7割収益)

19

資本費算入率



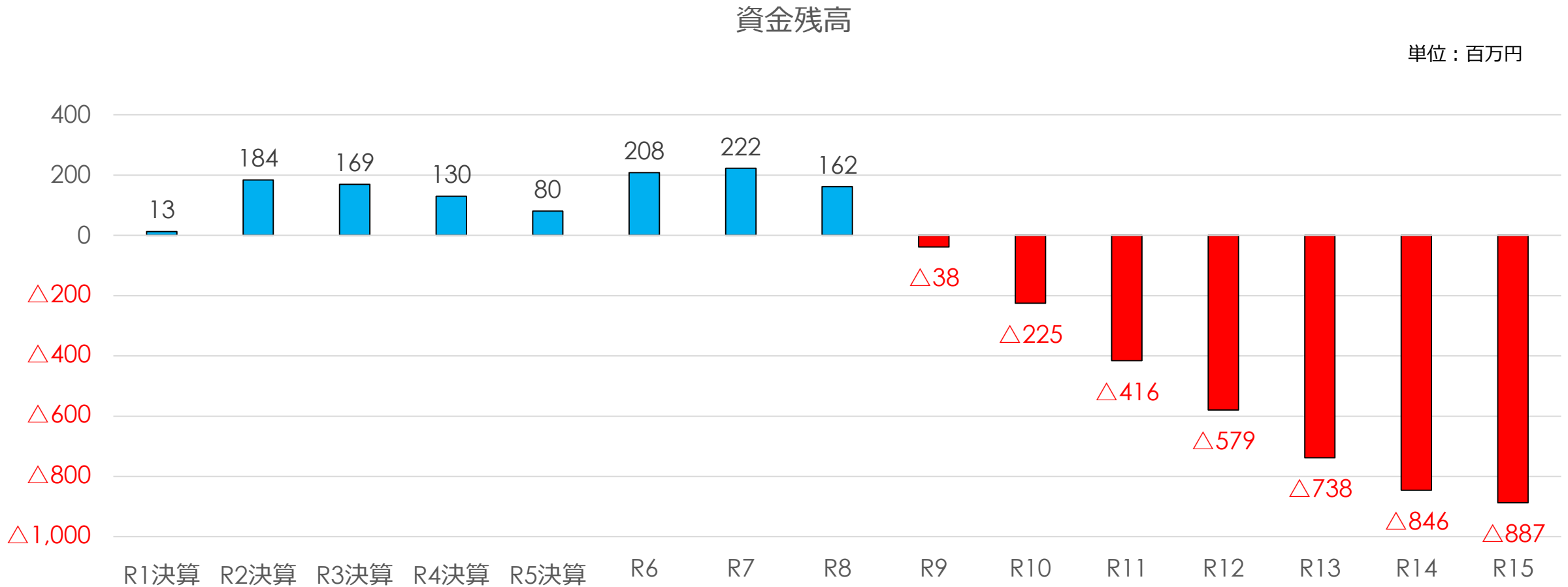
資本費算入率・・・使用料で資本費を賄っている割合。

⇒**維持管理費と汚水処理費の増加**によって、**減少**していく見通し。

算出式： $(\text{使用料収入} - \text{維持管理費}) \div \text{資本費}$

資金残高の推移

【改定前】

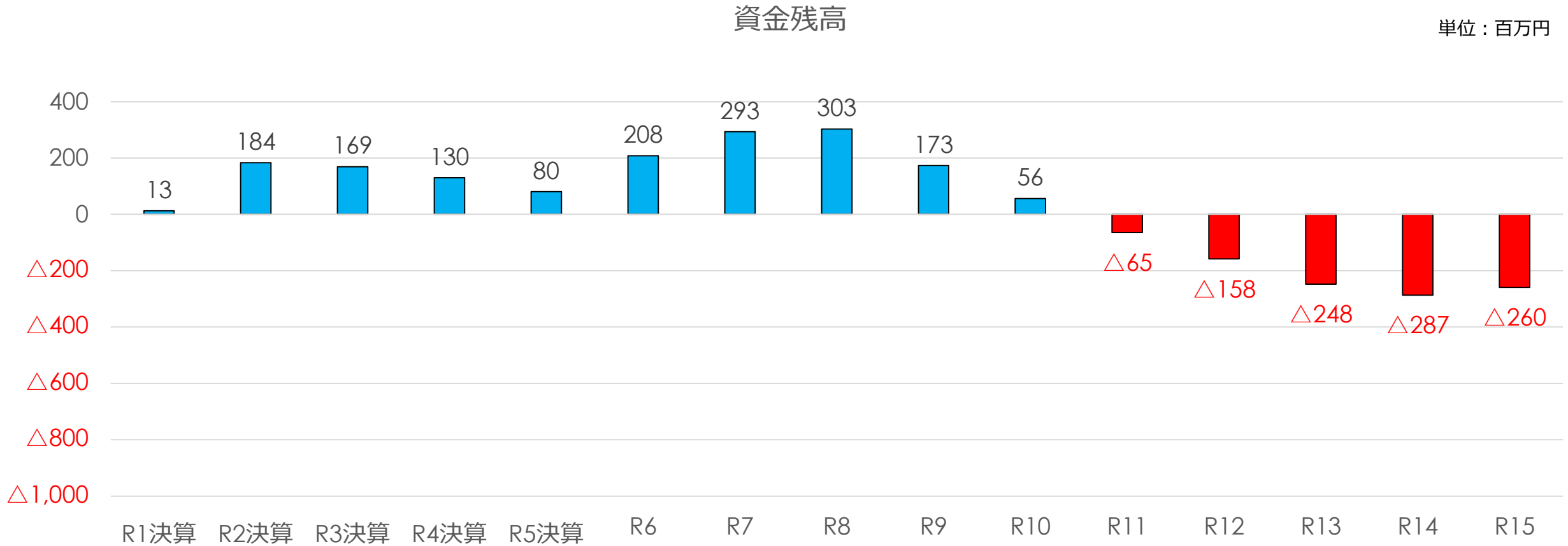


⇒R9年度に**資金不足**の見込み。

資金残高の推移

15.6%改定後(満額収益)
22.2%改定後(7割収益)

単位：百万円



⇒R11年度に**資金不足**の見込み。

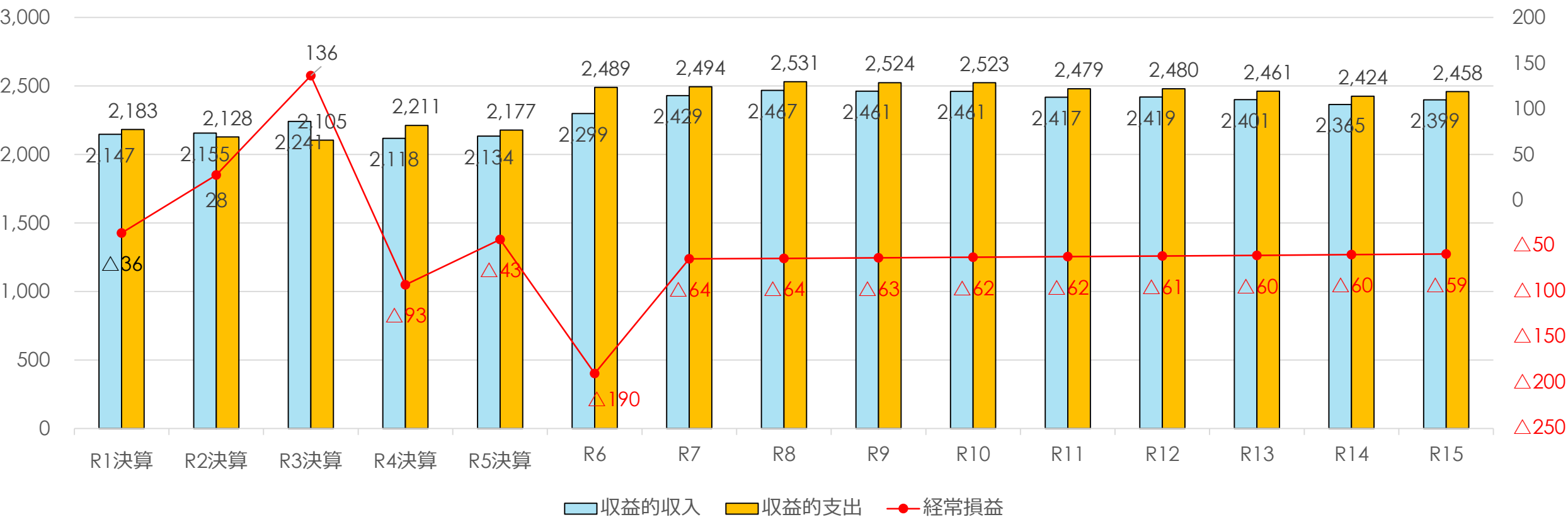
収益的収支の推移

【改定前】

22

単位：百万

収益的収支の推移



支出を収入で賄えておらず、R6年度以降も赤字の見込み。

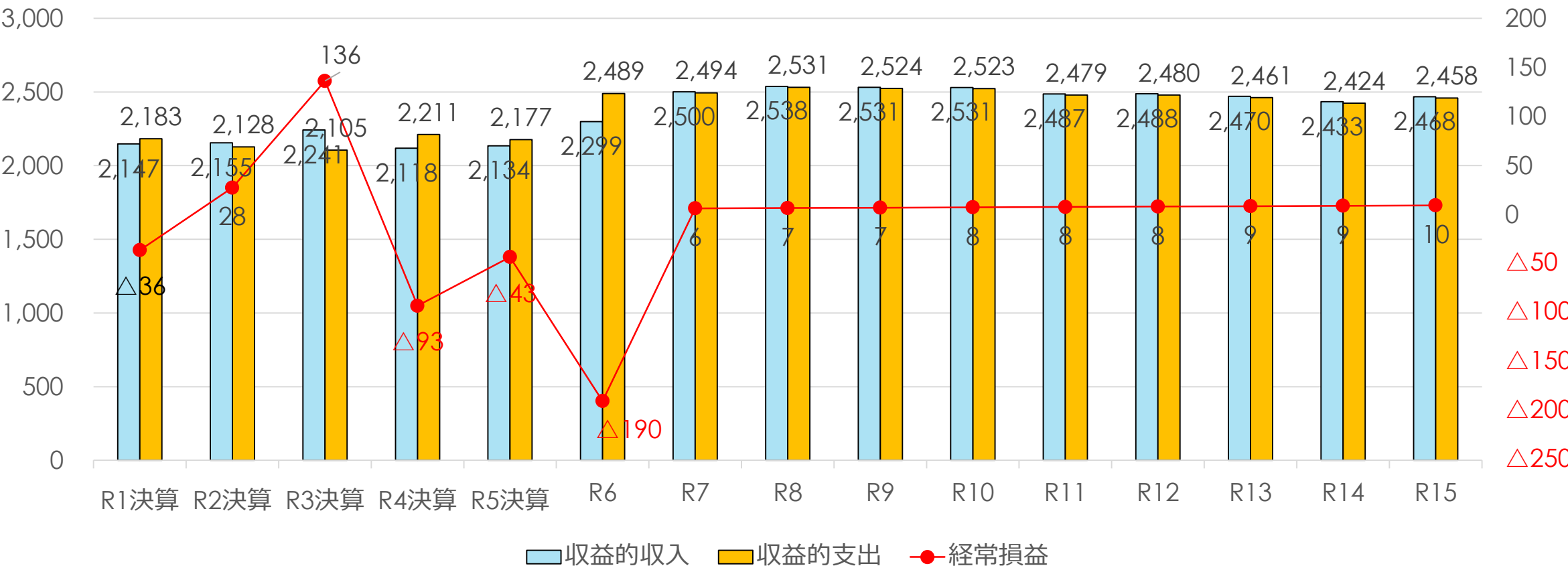
R3年度は、一般会計からの繰入金による利益。（翌年度精算のため実質赤字）

収益的収支の推移

15.6%改定後(満額収益)
22.2%改定後(7割収益)

収益的収支の推移

単位：百万円

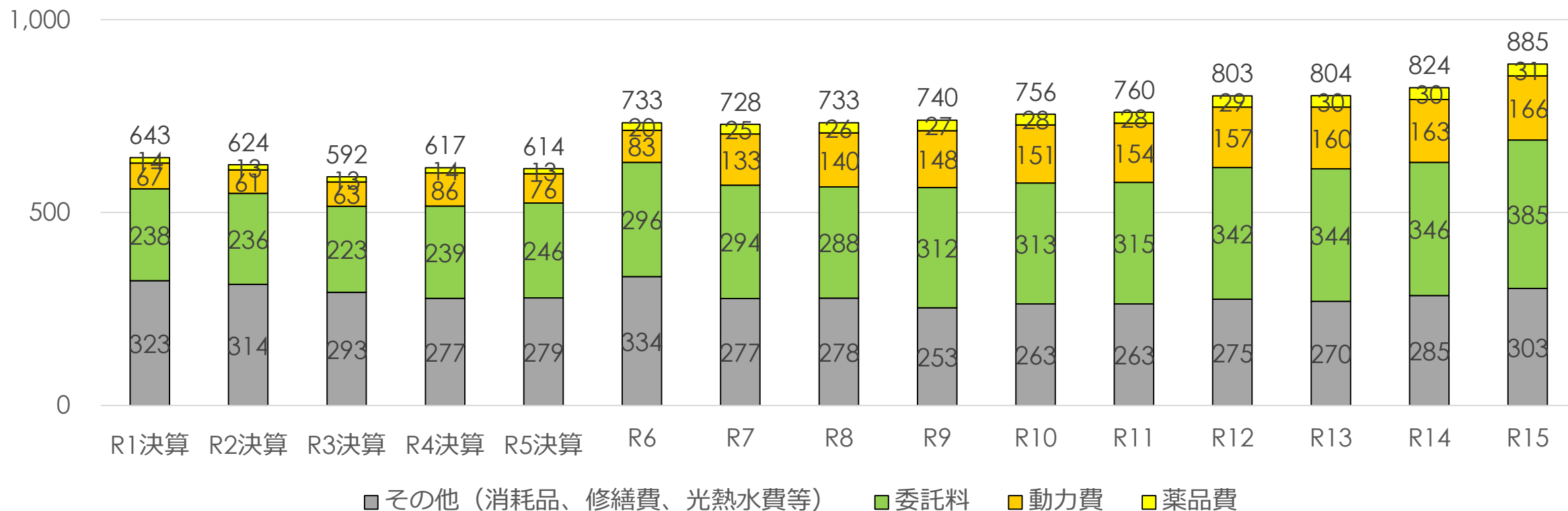


維持管理費の推移

24

維持管理費の推移

単位：百万円



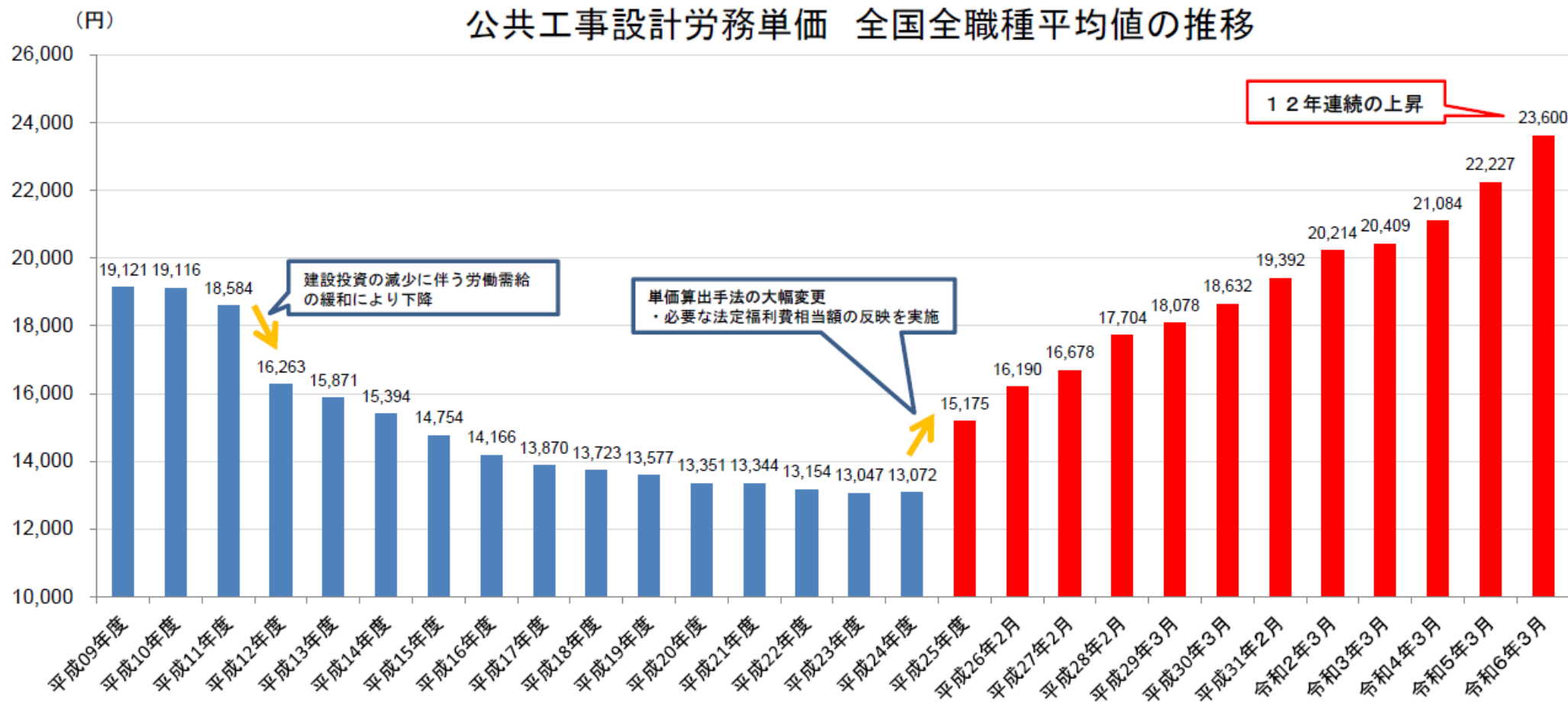
維持管理費・・・下水道施設を維持管理していくために必要な費用（繰入金等の公費負担分を除いた額）

⇒物価高騰による影響で動力費等の維持管理費が増大する見込み。

R7-R9≫委託料（更新時12%） 動力費（5.5%） 薬品費（3.8%） ※R10以降（2%）

R7-R11≫その他（2%）

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

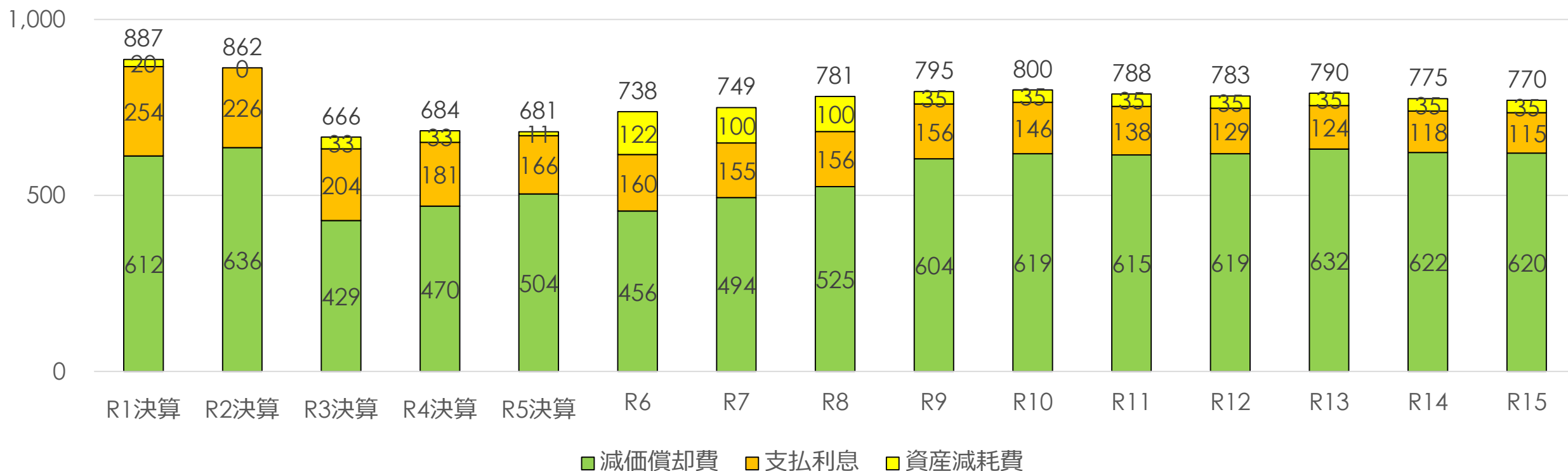
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

出典：令和6年3月
から適用する公
共工事設計労務単
価について（令和
6年国土交通省）

資本費の推移

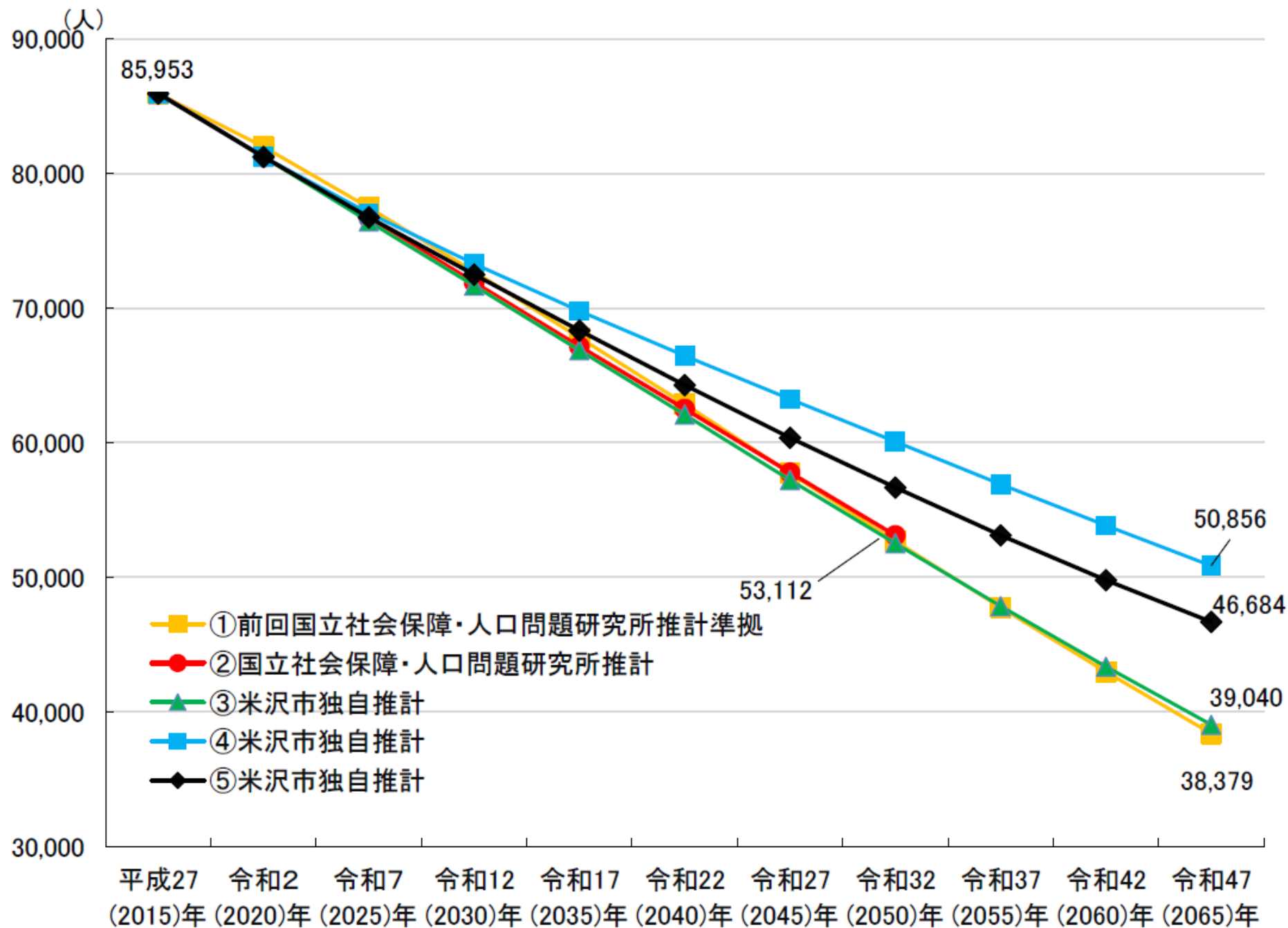
単位：百万円



資本費・・・下水道施設を整備するために必要な費用（繰入金等の公費負担分を除いた額※）

※独立採算制の考えに基づき、分流式繰入金は控除していない。

⇒設備投資による減価償却費の増。



総人口見通し (人)	平成 27 (2015) 年	令和 2 (2020) 年	令和 7 (2025) 年	令和 12 (2030) 年	令和 17 (2035) 年	令和 22 (2040) 年	令和 27 (2045) 年	令和 32 (2050) 年	令和 37 (2055) 年	令和 42 (2060) 年	令和 47 (2065) 年
①前回国立社会保障・ 人口問題研究所推計 準拠	85,953	81,987	77,484	72,721	67,816	62,875	57,724	52,690	47,753	42,959	38,379
②国立社会保障・人口 問題研究所推計	85,953	81,252	76,691	71,907	67,163	62,506	57,784	53,112	—	—	—
③米沢市独自推計	85,953	81,252	76,440	71,670	66,867	62,079	57,230	52,511	47,847	43,350	39,040
④米沢市独自推計	85,953	81,252	77,071	73,307	69,797	66,467	63,240	60,075	56,918	53,847	50,856
⑤米沢市独自推計	85,953	81,252	76,755	72,497	68,346	64,285	60,371	56,669	53,117	49,791	46,684

資料：国立社会保障・人口問題研究所（国ワークシート含）、米沢市独自推計

人口シミュレーション（本市独自推計③）

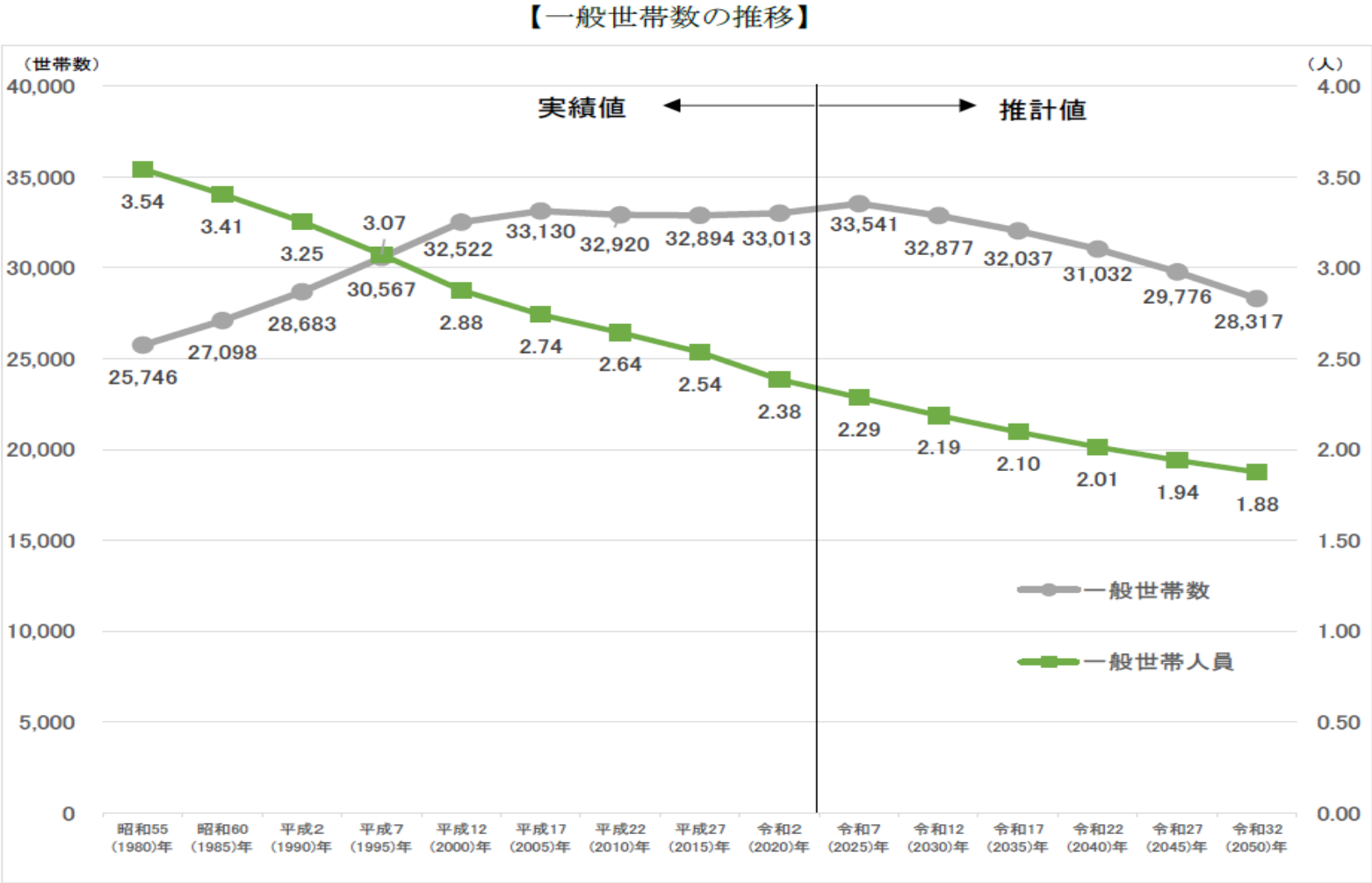
総人口

R2(2020) 81,252

R7(2025) 76,440 (△6.0%)

R12(2030) 71,670 (△11.8%)

R17(2035) 66,867 (△17.7%)



資料：米沢市独自推計

一般世帯数の推移

R2(2020)
R7(2025)
R12(2030)
R17(2035)

世帯数

33,013
33,541 (+1.6%)
32,877 (△0.4%)
32,037 (△3.0%)

世帯人員

2.38
2.29 (△3.8%)
2.19 (△8.0%)
2.10 (△11.8%)

次回（10/28（月） 15:00）のすすめ方（案）

答申（案）の検討、決定

- ☐ 検証結果を踏まえて、適正な下水道使用料のあり方についての答申（案）をお示しする